

第9期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定支援 業務委託公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

この要綱は、「第9期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定支援業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 第9期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙 第9期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定支援業務委託仕様書（案）（以下「仕様書」という。）のとおり
※契約時における仕様書は、候補者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがあります。
- (3) 委託期間 契約成立の翌日から令和6年3月29日（金）まで

3 見積限度額

委託料の見積限度額は、以下のとおりとします。

令和4年度 1,309千円

令和5年度 3,382千円 計 4,691千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 実施形式 公募型

5 日程

公募開始日	令和4年6月17日（金）
質問書提出期限	令和4年6月27日（月）午後5時まで（必着）
質問書回答日	令和4年6月30日（木）
企画提案書等提出期限	令和4年7月4日（月）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション審査日	令和4年7月19日（火）
審査結果の通知日	令和4年7月26日（火）予定

6 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 江南市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 江南市業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 「江南市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 9 月 28 日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7 参加申込手続

(1) 提出書類

プロポーザルの参加者は、本実施要綱、仕様書及び江南市契約規則（昭和 54 年規則第 3 号）等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出してください。

- ア 参加申込書（様式第 1） 正本 1 部
- イ 参加資格確認書（様式第 2） 正本 1 部
- ウ 会社概要書（様式第 3） 正本 1 部
- エ 企画提案書（様式第 4） 正本 1 部、副本 7 部

仕様書の業務内容を円滑に実施し、より高い成果を得るために必要な業務実施方針、業務実施体制及び役割分担、業務スケジュール、具体的な業務実施内容・方法、成果品のイメージ等を提案して記載すること。また、仕様書には明記されていないが、今回の業務を進めていくうえで、より効果的と思われる内容等があれば記載すること。

- オ 実績確認書（様式第 5） 正本 1 部、副本 7 部
- カ 従事予定者の経歴（様式第 6） 正本 1 部、副本 7 部
- キ 参考見積書（様式第 7）及び内訳書（任意様式） 正本 1 部

- ・参考見積書には、消費税額及び地方消費税額を含む見積金額を記載すること。
- ・内訳書には、人件費、経費等の明細が必ず分かるようにし、一式計上としないこと。
- ・履行期間である年度毎の金額及び作業内容の内訳が分かる書類も添付すること。
- ・見積金額は先に示した業務規模の範囲内で、今後、江南市との協議により増加が見込まれる業務等も踏まえて、十分に全体業務を遂行できる費用を積算すること。

(2) 提出期間

令和 4 年 6 月 17 日（金）午前 8 時 30 分から令和 4 年 7 月 4 日（月）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法

- ・持参（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの受付）又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けます。
- ・持参の場合、提出時の説明は受け付けないものとします。
- ・郵便事故等により提出書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

- (4) 提出先 江南市 健康福祉部 高齢者生きがい課 地域ケアグループ
〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

(5) 参加資格の審査、審査結果の通知

参加者の参加資格を審査し、当該審査の完了後に参加資格の有無を参加資格審査結果通知書（様式第8）により通知します。

(6) その他

- ・提出書類の正本1部には代表者印又は契約権限受任者印を押印してください。副本については複写可とします。

8 実施要綱・仕様書等に関する質問・回答

(1) 提出方法

- ・本実施要綱・仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式第9）により、担当課あて、電子メールにて提出してください（電子メール以外は受け付けません。）。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問」としてください。

(2) 提出期限 令和4年6月27日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 江南市 健康福祉部 高齢者生きがい課 地域ケアグループ

E-mail kaigo@city.konan.lg.jp

(4) 回答方法

質問があった場合、令和4年6月30日（木）に、質問者を伏せた上で江南市ホームページに質問と回答を掲載します。ただし、質問が本プロポーザルに公平性を保てない内容の場合、回答しないことがあります。なお、本実施要綱及び仕様書等の内容が変わり得る質問は、回答をもって内容の修正とみなします。

9 企画提案書作成方法

以下の事項に注意し、企画提案書を作成してください。

(1) 1者につき1提案とする。

(2) 書類の規格はA4判縦とし、片綴じ（ホチキス1点止め）、両面印刷とする。書式については横書き、文字の大きさは11ポイント以上とする（図表除く。）。

(3) 仕様書の内容を踏まえ、企画提案書に上記7（1）エの内容を記載する。

(4) PRしたいポイントや記載内容の理由、背景等提案趣旨を明確に示し、本業務に対する企画提案で10ページ以内（A4判5枚以内）とすること。必要に応じてA3判を使用する場合はA4判2ページ相当分とする。なお、表紙及び目次はページに含まない。

(5) 刷色は多色刷りとし、文字の見やすさや内容の分かりやすさに配慮すること。

10 審査方法等

本実施要綱及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会がプレゼンテーション審査を実施します。

(1) 審査方法

- ・全審査委員の評価点総合計の上位から候補者としての優先順位を定め、また、最高点の参加者が複数ある場合は、審査委員会の議決により優先順位を定めることとし、優先順位最上位の参加者を候補者に決定します。

- ・全審査委員の評価点総合計の6割以上を最低基準点とし、最低基準点を満たさない参加者は選定の対象外とします。
- ・参加者が1者の場合、最低基準点を満たせば候補者とします。
- ・最低基準点を満たさない場合又は、参加者がいない場合は、再度公募を実施します。

(2) 実施日 令和4年7月19日(火)

実施時間の詳細は、後日、参加資格審査結果通知書(様式第8)で個別に通知します。

(3) 実施場所 愛知県江南市赤童子町大堀90番地 江南市役所 3階 第3委員会室

(4) 出席者

本業務を担当する者3名以内とします(業務責任者も必ず出席すること。)

(5) 審査時間

1者30分程度(提案説明20分間、質疑応答10分程度)とし、順次個別に審査します。なお、提案説明は本業務の主担当者が行うものとします。

(6) 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
組織	業務執行技術力	同種業務の実績があるか。	3点
		類似業務の実績があるか。	2点
	組織体制	適切な業務を提供できる実施体制であるか。	3点
担当者	業務責任者	同種業務の実績があるか。	3点
		類似業務の実績があるか。	2点
	業務担当者	同種業務の実績があるか。	3点
		類似業務の実績があるか。	2点
		人員配置に十分な配慮を行っているか。	7点
提案内容	業務の流れ	調査票の作成から計画書等の作成までのスケジュールは適正か。	5点
	業務内容の理解度	最新の国等の高齢者福祉施策への理解や他市の特色ある施策等についての理解があるか。	10点
	提案内容の的確性	現計画を踏まえ、次期計画のための課題を把握しやすい調査及び分析方法がとられているか。	10点
		策定に係るポイント等、分かりやすい構成提案がされているか。	10点
		審議会や庁内検討会議に対する対応支援について、提案がされているか。	10点
		江南市の課題や特性を踏まえているか。	10点
	説得力	審査時間内の説明に説得力があるか。	5点
対応力	質問に対し、的確な回答が得られたか。	5点	
価格	参考見積金額	経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているか。	10点

(7) その他

- ・コンピューター及びプロジェクターの使用は可とします。
- ・企画提案書に記載のない追加提案は認めません。
- ・審査は非公開とします。

11 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に対して、審査結果通知書（様式第10）により結果を通知します。

(2) 通知日 令和4年7月26日（火）予定

※審査結果は、後日、江南市ホームページに掲載予定です。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しません。
- (2) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 江南市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

13 情報公開及び提供

江南市は参加者から提出された企画提案書等について、江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）の規定による請求に基づき、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、第三者に開示することがあります。

なお、本プロポーザルの候補者決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とします。

14 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とします。

緊急時において、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消しすることがあります。なお、この場合においては本プロポーザルに要した費用を江南市に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合には、速やかに辞退届（様式第11）を担当課宛て提出してください（提出期限は、令和4年7月15日（金）正午まで。提出方法及び提出先は上記7（3）及び（4）と同じ。）。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が「3 見積限度額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、江南市が必要と認める場合には、江南市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 異議申立て

参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

(7) 提出書類等の様式

本プロポーザルに必要な書類の様式を江南市ホームページに掲載しています。

(8) 協議・契約

候補者の選定後、速やかに本業務に係る協議をし、随意契約の手続を行います。

15 問合せ先（担当課）

江南市 健康福祉部 高齢者生きがい課 地域ケアグループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話番号 0587-54-1111（内線 416）

FAX 番号 0587-56-5951

E-mail kaigo@city.konan.lg.jp